

第五十三回国会 商工委員会 議録 第一号 (刷換分)

本国会召集日昭和四十一年十一月三十日(水曜日)(午前零時現在)における本委員は次の通りである。

- 委員長 天野 公義君
- 理事 小川 平二君
- 理事 河本 敏夫君
- 理事 板川 正吾君
- 理事 中村 重光君
- 理事 小川 平二君
- 理事 河本 敏夫君
- 理事 板川 正吾君
- 理事 中村 重光君
- 委員 稲村左近四郎君
- 委員 遠藤 三郎君
- 委員 大平 正芳君
- 委員 菅野和太郎君
- 委員 小宮山重四郎君
- 委員 坂田 英一君
- 委員 進藤 一馬君
- 委員 竹山祐太郎君
- 委員 三原 朝雄君
- 委員 石野 久男君
- 委員 五島 虎雄君
- 委員 沢田 政治君
- 委員 島口重次郎君
- 委員 田原 春次君
- 委員 麻生 良方君
- 委員 加藤 進君
- 理事 小川 平二君
- 理事 櫻内 義雄君
- 理事 加賀田 進君
- 委員 内田 常雄君
- 委員 小笠 公留君
- 委員 神田 博君
- 委員 黒金 泰美君
- 委員 佐々木秀世君
- 委員 島村 一郎君
- 委員 田中 六助君
- 委員 二階堂 進君
- 委員 早稲田柳右衛門君
- 委員 大村 邦夫君
- 委員 桜井 茂尚君
- 委員 實川 清之君
- 委員 田中 武夫君
- 委員 山崎 始男君
- 委員 栗山 礼行君

昭和四十一年十二月十九日(月曜日)

午後二時三十一分開議

出席委員

- 委員長 天野 公義君
- 理事 小川 平二君
- 理事 久雄君
- 理事 櫻内 義雄君
- 理事 河本 敏夫君
- 委員 稲村左近四郎君
- 委員 内田 常雄君
- 委員 大竹 太郎君
- 委員 神田 博君
- 委員 白井 莊一君
- 委員 大泉 寛三君
- 委員 押谷 富三君
- 委員 鯨岡 兵輔君

第一類第九号 商工委員会議録第一号 昭和四十一年十二月十九日

黒金 泰美君 小宮山重四郎君
 小山 省二君 椎名悦三郎君
 島村 一郎君 進藤 一馬君
 田中 六助君 竹下 登君
 三原 朝雄君 早稲田柳右衛門君

出席國務大臣 菅野和太郎君
 國務 大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員
 通商産業政務次 官 宇野 宗佑君
 通商産業事務官 (石炭局長) 井上 亮君
 通商産業鈺務監 (鈺山保安局長) 森 五郎君

十二月三日

委員菅野和太郎君及び二階堂進君辞任につき、その補欠として森清君及び椎名悦三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日
 委員田中六助君辞任につき、その補欠として小島規規君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日
 委員小山長規君辞任につき、その補欠として田中六助君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日
 委員遠藤三郎君、小笠公留君、大平正芳君、佐々木秀世君、坂田英一君、竹山祐太郎君及び森清君辞任につき、その補欠として大竹太郎君、小山省二君、竹下登君、押谷富三君、白井莊一君、鯨岡兵輔君及び大泉寛三君が議長の指名で委員に選任された。

同日
 委員白井莊一君、大泉寛三君、大竹太郎君、押谷富三君、鯨岡兵輔君、小山省二君及び竹下登

君辞任につき、坂田英一君、森清君、遠藤三郎君、佐々木秀世君、竹山祐太郎君、小笠公留君及び大平正芳君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十八日
 石炭鈺業合理化臨時措置法及び石炭鈺山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

消費者基本法案(春日二幸君外一名提出、第五十一回国会衆法第一六号)

物価安定緊急措置法案(堀昌雄君外二十四名提出、第五十一回国会衆法第四四号)

同月九日
 日軽金清水電解工場設置反対に関する請願外四件(高見三郎君紹介)(第二二九号)

同月十六日
 建設機械等購入代金支払保険の立法化促進に関する請願(金丸信君紹介)(第一〇五九号)
 国外機械貸与振興の立法化促進に関する請願(金丸信君紹介)(第一〇六一号)
 機械化工事完成保証制度の確立等に関する請願(金丸信君紹介)(第一〇六三号)

同月十七日
 中小業者の生活と営業擁護に関する請願(加藤進君紹介)(第一四五三号)

同月十八日
 三菱新入炭鈺の石炭採掘による地表への影響調査等に関する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第六八一号)
 北九州市小倉区内の鈺害復旧等に関する請願(滝井義高君紹介)(第六八二号)

十二月八日
 輸出保険の拡大強化に関する陳情書外一件(神戸市生田区東町一二六神戸貿易協会会長三木瀧蔵

外一名)(第三九号)
 紡績業の登録変更等に関する陳情書(大阪市東区南久太郎町一の二八新日本紡績協同組理事長巴里俊夫)(第二一〇号)
 日本万国博覧会関連事業推進に関する陳情書(近畿市長会長有田市長森川仙太)(第一一一号)
 日本万国博覧会会場建設費全額国庫負担に関する陳情書(大阪府議会議議長酒井朋三)(第一一二号)
 低開発地域工業開発促進法による優遇措置の期間延長に関する陳情書(宮崎県議会議議長黒木重男)(第二二三号)
 小売業者のポランタリー・チェーン化促進等に関する陳情書(東京都千代田区内神田一の一四の八日本ポランタリー・チェーン協会会長堀武芳)(第一一六号)
 中小企業対策に関する陳情書外二件(京都市商工会議所会頭若井盛次外二名)(第一一七号)
 中小企業高度化資金等貸付制度における負担軽減に関する陳情書(和歌山県議会議長山下柳吉)(第二一〇号)
 中小企業設備近代化資金の貸付金限度額引上げに関する陳情書(和歌山県議会議長山下柳吉)(第二一一号)
 設備近代化資金貸付対象の条件緩和に関する陳情書(和歌山県議会議長山下柳吉)(第二一二号)
 石油開発公団設立に関する陳情書(東京都千代田区丸の内一の二経済団体連合会長石坂泰三)(第二二三号)
 輸出入取引法の一部改正に関する陳情書(神戸市生田区東町一二六神戸貿易協会会長三木瀧蔵)(第二二四号)
 海外市場開拓準備金制度改善に関する陳情書

(神戸市生田区東町二六六神戸貿易協会会長 三木 瀧蔵) (第二一五号)
 海外中小モデル工場事業計画案に関する陳情書 (神戸市生田区東町二六六神戸貿易協会会長 三木 瀧蔵) (第二一六号)
 繊維産業の構造改善に関する陳情書 (大阪府北区堂島浜通り一関西経済連合会会長 阿部孝次郎) (第二一七号)
 離島振興に関する陳情書 (全国都道府県議会離島振興協議会長 長崎県議長小柳二雄) (第一二八号)
 離島振興法の一部改正に関する陳情書 (長崎県議長小柳二雄) (第二一九号)
 同月十三日
 吉野川総合開発事業に対する財政措置に関する陳情書 (四国四県議会議長会代表 愛媛県議會議長菅豊一) (第一八八号)
 中小企業信用保険料率の引下げ等に関する陳情書 (和歌山県議會議長山下柳吉) (第二二二号)
 同月十八日
 公共料金の値上げ抑制に関する陳情書 (和歌山県有田郡広川町議會議長 畠中太助) (第一一四号)
 公共料金の値上げ反対に関する陳情書外五件 (廣市春日町二六一二遠藤幸治外六十八名) (第一一五号)
 常磐炭の需要確保等に関する陳情書 (北茨城市議會議長 花園正記) (第二一九号)
 貝島炭鉱再建に関する陳情書 (福岡県議會議長 永藤政夫) (第三二〇号)
 石炭産業の長期安定対策等に関する陳情書外一件 (留萌市長 原田栄一外一名) (第三二二号)
 石炭鉱業合理化に伴う産炭地振興に関する陳情書外一件 (山田市議會議長 大塚純一外一名) (第三二三号)
 公害対策に関する陳情書外三件 (大阪府北区堂島浜通り一関西経済連合会会長 阿部孝次郎外三名) (第三二四号)
 公害対策強化に関する陳情書 (全国市長会中国

支部長 松江市市長 齊藤強) (第三二五号)
 公害対策基本法の早期制定に関する陳情書 (高松市下笠居生島地区 塩害対策委員会 長谷沢蔵) (第三二六号)
 消費者物価の安定等に関する陳情書 (東京都千代田区 神田小川町二の五 日本消費者協会理事 長 野田信夫) (第三三〇号)
 は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
 国政調査承認要求に関する件
 閉会中審査に関する件
 石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出 第八号)

○天野委員長 これより会議を開きます。
 開会にあたりまして、日本社会党、民主社会党、日本共産党の委員の方にも出席を求めたのでありますが、御出席がありませんので、やむを得ず開会することといたします。
 国政調査承認要求の件についておはかりいたします。

今国会における当委員会の活動を円滑ならしめるため、従前どおり議長に国政調査の承認要求をいたしたいと存じます。
 まず調査する事項といたしましては
 通商産業の基本施策に関する件
 経済総合計画に関する件
 公益事業に関する件
 鉱工業に関する件
 商業に関する件
 通商に関する件
 中小企業に関する件
 特許に関する件
 私的独占の禁止及び公正取引に関する件
 鉱業と一般公益との調整等に関する件
 以上十項目といたし、調査の目的といたしまし

ては
 一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため
 二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため
 として承認要求をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
 なお、議長に対する要求書の作成に關しましては、従前どおり委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○天野委員長 この際、新たに御就任になりました経済企画庁長官 宮澤喜一君を御紹介いたします。
 ○宮澤閣務大臣 宮澤喜一でございます。
 このたび経済企画庁長官に就任をいたしました。今後ともいろいろごやかいかいになることと存じますが、どうぞよろしく御指導のほどお願い申し上げます。(拍手)

○天野委員長 続いて、通商産業大臣 菅野和太郎君を御紹介いたします。
 ○菅野閣務大臣 今回通商産業大臣の命を仰せつかった者であります。まことに微力でありまので、皆さん方の御協力を得て、この任務を全うしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案
 石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案
 (石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)
 第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「貸金債務」を「貸金債務等」に改め、同条中「買取の日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対しその採掘権者又は租鉱権者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて、その買取の日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの(当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。)」を加える。

第三十五条の三の見出しを「(債務の弁済)」に改め、同条第一項第一号中「放棄した日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて当該採掘権者又は租鉱権を放棄した日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの(当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。)」を加え、同条第二項中「及び同項各号」を「並びに同項各号」に、「同項の一」を「同項各号列記以外の部分の一」に、「債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度」を「債務の弁済にあつては、同項に掲げる債権の額がその債務の弁済にあつては、同項に掲げる債権の額をこえる場合にあつては、同項に掲げる債権の支払の債務の弁済及び貯蓄金の返還の債務の弁済にそれぞれあつては、同項及び同項第二号に掲げる債務の弁済にあつては、同項に掲げる債権の弁済に改める。
 第三十五条の四中「前条第一項」を「前条第

一項各号列記以外の部分」に改める。
第三十五条の五中「第三十五条の第三項」を「第三十五条の第三項各号列記以外の部分」に改める。
第三十六条第二項中「三十円以内」を「四十円以内」に改める。

〔石炭鉱山保安臨時措置法の一部改正〕

第二条 石炭鉱山保安臨時措置法（昭和三十六年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「放棄した日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて当該採掘権又は租賦権を放棄した日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの（当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。）」を加え、同条第二項中「及び同項各号」を「並びに同項各号」に、「債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度」を「債務の弁済にあつては、同項各号に掲げる債務の額がその債務の弁済にあつては、同項各号に掲げる債務の額に優先するべき金額をこえる場合にあつては、同号に掲げる賃金の支払の債務の弁済及び貯蓄金の返還の債務の弁済にそれぞれあつては、同項各号及び同項第二号に掲げる債務の弁済にあつては、同項各号に掲げる債務の弁済に優先するべき金額」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

石炭鉱業の整備の円滑化を図るため、石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山整理交付金の交付に関する制度を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長 ます通商産業大臣から趣旨の説明

第一類第九号 商工委員会議録第一号 昭和四十一年十二月十九日

を聴取することにいたします。菅野通商産業大臣。

○菅野國務大臣 石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案につきまします。その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国石炭鉱業は、エネルギー革命の進行に伴い、経営基盤の悪化等きわめて憂慮すべき状況に置かれており、このまま放置することを許されない情勢に立ち至つております。

このため、石炭鉱業審議会は、一年余にわたる慎重な審議を経て、本年七月、石炭鉱業の抜本的安定対策について答申を行ない、政府といたしましても、同年八月、この答申の趣旨を尊重し、石炭対策を強力に推進する旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的方向を確立した次第であります。

この抜本的安定対策のための諸措置は、昭和四十二年度からすべて実施する所存であります。このうち特に終閉山交付金制度の拡充強化等につきまして、昭和四十一年度から実施することといたしております。

このため、本年度補正予算におきまして単価引き上げに伴う予算措置を講ずることといたしておりますが、これに伴う制度改善につきまして、今回石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部改正を提案いたしました次第であります。

改正の第一点は、今後やむなく生ずる非効率炭鉱の終閉山の円滑化をはかるため、石炭鉱業合理化事業団が石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山整理交付金の中から廃止事業者にかわつて優先的に弁済する債務として、従来の賃金債務及び鉱害賠償債務のほかに、賃金債務と同様の性格を持つものとして貯蓄金の返還の債務を加えることとしたこととあります。

改正の第二点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権

者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○天野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○天野委員長 本案に対して質疑の申し出がありませんので、これを許します。田中六助君。

○田中（六）委員 石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案に関連して二、三の質問を大臣に申し上げます。

第一点は、石炭鉱業審議会の答申案が、この内容を閣議決定したわけでございますが、この内容につきましても石炭業者並びに各界からいろいろの議論が出ております。政府はこれを抜本策だと言ふようなことを断定しておられますが、一千億の肩がわり、それから閉山交付金の値上げ、いろいろの点がうたわれておりますが、全体的に見まして、これは石炭企業のあるからの再出発になるといふ前向きな案ではなくて、ただ過去の債務の返済、そういうことに重点が置かれていふというふうな批判がありますが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○菅野國務大臣 石炭産業がわが国の経済に対して有する重要性については、十二分に皆さま方の御承知のとおりでありまして、この石炭産業は、日本の国際収支の關係にあるいはその他の産業の発展上、どうしても一定のトク数だけは確保しなければならぬという政府の見解のもとにおきまして、いろいろの石炭対策を考へておるのであります。八月に閣議決定いたしました件は、これはもう強力にこれを実施するといふ方針で閣議決定いたしましたので、この内容を見ますと、うしろ向きの問題もありませんが、前向きの問題もあるの

でありまして、ごく卑近な例を申し上げますと、たとえば炭鉱の災害を防止するために保安センターを設けまして、そうして保安知識の向上のためにそういう積極的な制度をとるといふようなこと、またあるいは近代化のための助成金を増すとか、あるいは坑道の掘進の補助金を出すとかいふようなことで、前向きの方策ももちろんこの閣議決定の中には含まれておるのであります。しかしお説のとおりうしろ向きのものが多いことは、これはどうも否定することはできない、こう考えております。

○田中（六）委員 今回の答申案は四回目の答申案でございますが、ここに来るまでに、この間四回も答申しなければならなかつたという事実が雄弁に物語つておりますように、いつも円曲線を描いて、長期的な見通しが常に狂つておるといふ批判があることを十分政府としても認識しておいてもらいたい。したがって、今回の答申案がそのまゝ昭和四十五年までほとんどに実施できる、ほんとうにその間微動だにもしないという計画であつてほしいというふうな念願しております。

具体的問題に入りまして、この問題に関連いたしまして、終閉山交付金を結局現在の千二百円から二千円に上げ、またそれにプラスアルファがあるわけでございますが、この終閉山交付金の値上げによつてどの程度の終閉山を行なう会社があるかというこの見直しをお聞きしたいと思います。

○井上政府委員 終閉山の見直しにつきましては、今年度は当初三百二十万トン程度予定いたしております。大体それとほぼ同程度ではないか、抜本策は出ましたけれども、やはり同程度の見直しに相なつております。ただ若干、十二、三万トン程度ふえるかもしれせん。まあもう大きな変化はございません。

なお、来年度の見直しにつきましては、従来答申を作成いたしました際に検討いたしました程度の、同じく三百三、四十万トン程度というふうな見直しでございます。その後の見直しについては

は、逐次閉山の数は漸減していくのではないかと
いう見通しでございます。

○田中(六)委員 整理交付金は千二百円から二千
円プラスアルファに引き上げられるわけですが、
いままでの配分の状況を見ますと、五〇%が
鉱害、二〇%が賃金、その他が三〇%というよう
な配分方法になっておりますが、今回上がる八百
円、この差額についてもそういうような配分の
パーセンテージは変わらないのかどうかという問
題をお答え願いたいと思っております。

○井上政府委員 お説のように、閉山交付金のト
ン当たりの単価が今回改正になったわけござい
ます。千二百円からトン当たり二千四百円に変更
いたしましたわけでございます。これに伴いまして、
配分も若干の修正をいたしたい。修正の基本的考
え方といたしましては、過般石炭対策特別委員会
におきまして、与野党一致の御意見を私ども賜
わっておりますわけでありまして、今回の閉山交付金の
引き上げに際しましては、従来離職者に対する退
職金の取り扱い等につきまして変わつて不十分な
点がありましたので、今回法律改正をお願いた
しておりますように、単に退職金とか未払い賃金
だけでなしに、社内預金を交付金の対象にする
というような追加的な考え方も加えまして、全体と
して半分程度は離職者のための資金に充たいし
たい。もう少し正確に申し上げますと、従来の退
職金、未払い賃金、これにたまたま石炭鉱業合理
化臨時措置法の改正で御審議をお願いいたしてお
ります社内預金、これを加えまして、これらをお
わせて大体交付金の半額程度をこれに充たいし
たい。それから他のものにつきましては、特に終
閉山に際しましての周辺の商工業者の炭鉱に対す
る売り掛け債務、これにも相当な重点を置いて引
き上げ措置をいたしたいというように考えてお
ります。

○田中(六)委員 その配分の方法を、いままでと
違って少し具体的に、退職者あるいは中小企業者
への未払い金などに割り当てる、これは私に言
わせれば、非常に政府が配慮した考えだというふ

うに思われます。
次に問題があるのは、一千億の肩がわりとか、
いろいろ閉山交付金の内容についてもさらに具体
的な検討がなされるわけでございますが、問題
は、こういう配慮をしても、いざ前向きに企業者
が合理化をやっていくのにつきまして、金融面
で一つの合理化プランを提出するようにこの答申案
もなっておりますが、この点につきまして、金融
界が非常に事業主を圧迫して、無理やりに閉山に
追いやるという可能性もあるわけでございます。
したがって、こういう点も十分配慮してほしいの
でございますが、そういう点の配慮を政府として
どの程度行なう予定であるか、この点をお伺いし
たいと思っております。

○井上政府委員 先生も御承知のとおり、石炭鉱
業は特に資金、経理面で非常に苦しんでおりま
す。実はこの年末を越すに際しまして、ことし
の十月以来関係者が非常に検討を重ねてまい
つたわけでございますが、特に金融対策をいたしまし
て、金融懇談会というものをつくりまして、これ
は全体のマクロ的な検討と、それからさらには会
社別の個別金融懇談会をつくりまして、金融機関
と政府と一体になって検討を加えまして、もちろ
ん財政資金の追加的な措置もいたしましたが、大
多数は市中の協力というような措置によりまして
この年末を越せるような計画にただいま相なって
おります。そういう金融機関との懇談会あるいは
個別について懇談会、こういうようなものを
今後制度化していきまして、できるだけ政府のこ
ういった助成措置等ともあわせまして、積極的に
市中の協調を要請する体制を今後も続けてまい
りたい。特に金融機関の最近におきます石炭鉱業に
対する心証は、過日の石炭鉱業に対する答申、引
き続いて行なわれました政府の閣議決定、これに
相当な好感を寄せていただきました。石炭鉱業の
今後の見通しにつきまして、特別会計にささえら
れて、まじめにまともに働く山は何とかやっ
けるのではなからうかというふうな印象を持ち始
めていただいておりますので、こういう体制を

○田中(六)委員 その配分の方法を、いままでと
違って少し具体的に、退職者あるいは中小企業者
への未払い金などに割り当てる、これは私に言
わせれば、非常に政府が配慮した考えだというふ

続けていきますれば、従来ありましたように、金
融機関から全く見離されるというような形にはな
らないで、もう少し正常な形になるのではないか
というように考えております。

○田中(六)委員 以上、私の質問を終わります
が、いまだ政府は、金融面についてはこうす
る、あまたということも言っても、いざ直接に
貸し出す窓口で非常に規制をされまして、そうい
う点でも十分配慮してほしいと思っております。特に約
五千万トンの目標を維持するということにつきま
しては、政府はほんとうにきめこまかい具体策
を次々にやっつけていかなければ維持できないよう
な予感が私にもありますし、四回の答申が、また四五
年を待たずして第五次の答申をしなければいかぬ
ということになりますと、ほんとうに政府のこな
えの軽重を問われるわけでありまして、その点
十分お考えになって、この法案並びにこれからの
答申案の趣旨を実現されたいという希望を述べ
て、私の質問を終わります。

○天野委員長 三原朝雄君。
○三原委員 ごく簡単に一点だけ質問をいたした
と思っておりますが、それは当面して非常に困った問
題だからであります。

それは鉱害復旧に関する問題でございますが、
都市において鉱害が起つておる、市街地におけ
る鉱害復旧でございますが、農村地区におきまし
ては、農耕地の鉱害復旧に對しましては休耕補償
というものがなされるわけでありまして、ところが
都市部におきまします中小企業なり零細企業者の店
舗の鉱害復旧等に對しましては、その休業補償と
申しますか、農耕地の休耕補償に該當するような休
業補償というものが考えられておらないわけござ
います。しかし、現在各鉱害地における都市部
の鉱害復旧においては、この問題で実際に零細企
業者が困惑をいたしておる現況でございます。何
とかひとつこの中小企業者に対します。特に中
小企業者は産炭地の不況等二重の負担を受けてお
るというふうな現況でございますので、この点を
特に何らか政府の行政措置でやっていたらどうか

ができないかどうか、法の改正ということになり
ますと、そういうことはなかなか時間がかかり
ますので、何らか行政措置によってそういう処
置がとれないかどうか、御質問申し上げます。

○井上政府委員 家屋の休業補償の問題につきま
しては、従来ない制度でございます。私ども
も、先生たまたまお話がありましたように、何ら
かの措置が必要ではないかというふうに考えてお
ります。しかし何ぶんにも新しい制度ございま
すので、前向きな気持ちで解決できるように今後
積極的に検討してまいりたいと思っております。

○天野委員長 おはかりいたします。
本案の質疑はこれを終局するに御異議ありませ
んか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、
本案の質疑は終局いたしました。

○天野委員長 次、閉会中審査に関する件につ
いておはかりいたします。
春日一幸君外一名提出、消費者基本法案
堀昌雄君外二十四名提出、物価安定緊急措置法
案

通商産業の基本施策に関する件

経済総合計画に関する件

公益事業に関する件

鉱工業に関する件

商業に関する件

通商に関する件

中小企業に関する件

特許に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

鉱業と一般公益との調整等に関する件

以上の各案件について、議長に対し閉会中審査の申し出をしようと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、さより決しました。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

昭和四十一年十二月二十七日印刷

昭和四十一年十二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局